

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 18 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2019

課題番号：26380017

研究課題名(和文) 裁判・仲裁・調停・和解の相互関係：日英米の比較研究

研究課題名(英文) Interactions between court proceedings, and mediation and arbitration: Anglo-American and Japanese Comparison

研究代表者

溜箭 将之 (TAMARUYA, Masayuki)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：70323623

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の中核となるのは、研究代表者の単著『英米民事訴訟法』(東京大学出版会2016年)によるイギリスとアメリカにおける民事裁判手続の包括的な研究と、研究協力者の一連の単著論文「デラウェア会社判例理解のための手続法的基礎」(旬刊商事法務2019-20年)によるアメリカ・デラウェア州の会社法の基礎となる手続法の研究である。

研究代表者は2016年から17年にかけてアメリカ・ハーバード大学で、研究協力者は2019年から21年(予定)にかけてイギリス・ケンブリッジ大学で在外研究を行っており、現地滞在中から帰国後に信託やフィデューシャリー・デューティーにかかわる分野で、邦文・英文で論文を公表できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究代表者と共同研究者の研究は、英米で伝統的にエクイティとよばれる分野における実体法と手続法の交錯を中心に、充実した成果を上げることができた。英米のエクイティの分野では、会社法や信託という重要な法が発展し、フィデューシャリー・デューティー(信託義務)とよばれる現代における重要概念が現在進行形で論じられている。コモン・ローとエクイティの区別を知らない日本で、手続と実体両面で知見を広げられた点で、意義は大きいと考えている。

日本における法の発展を英文で発信できたことも、本研究の重要な成果である。国境を越えた法の発展と変容という大きなテーマを見据えつつ、今後とも研究と海外発信を続けてゆきたい。

研究成果の概要(英文)：Tamaruya's monograph "Civil Procedure: An Anglo-American Comparison" (2016) and Itamochi's series of journal articles titled "The Procedural Basis of the Delaware Corporate Law" (2019-2020) form the twin pillars of the research products under this Kakenhi grant. Tamaruya was a visiting scholar at Harvard Law School and Harvard-Yenching Institute from 2016 to 2017, and Itamochi is currently a visiting scholar at the University of Cambridge, Faculty of Law beginning in 2019. The overseas research opportunities made possible by this grant provided a solid base upon which to engage in deep comparative research and prepare for a series of presentation and publication both within and outside Japan. During and after the research period at Harvard University, Tamaruya made a series of presentation on the cross-border interaction of fiduciary norms and enforcement mechanisms in the U.S., U.K., Australia, Singapore and South Korea. Some of those have been published and others are forthcoming.

研究分野：英米法

キーワード：裁判 多数当事者訴訟 法の伝播 フィデューシャリー 会社法 信託法 エクイティ

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、本科研費に先立つ科研費の支援の下で、若手研究(B)「裁判所における事実認定及び手続的判断に関する法制の日本と英米の比較研究」(2006-2008年)、若手研究(B)「英米の民事訴訟における裁判官による訴訟管理:エクイティ上の手続法理の研究」(2009 - 2012年)として、一貫して民事訴訟法の英米比較の研究を進めていた。とりわけ、英米の裁判官の有するエクイティ上の権限のあり方、そうした裁判所による手続上の権限行使が実体法上の権利の実現に与える影響に継続的な関心を寄せていた。本研究開始にあたっては、こうした紛争処理手続の権力性についての問題関心を、民事訴訟手続から仲裁や調停などの代替的紛争解決手続にまで広げてゆくことを考えていた。

2. 研究の目的

本科研費の支援を受けた研究期間の前半は、上記の背景を踏まえ、英米の民事手続法の比較、そこから発展して代替的紛争解決手続の研究を行った。民事訴訟規則の法源から民事保全・開示・判決・上訴まで、また和解を視野に入れた諸手続を含め、網羅的な検討を行うとともに、訴訟手続・紛争解決手続が実体法上の権利実現にどのような影響を与えるかに常に関心を払い、緻密な比較法を行うこととした。

研究期間の中盤から、新たに研究分担者として板持研吾氏を迎え、物権法・会社法などより広い実体法分野を視野に入れた研究との連携を試みた。研究代表者自身は、信託・信認法という実体法分野に関心を深め、研究分担者とともに、具体的な実体法分野と紛争解決手続の交錯について複眼的な比較法的研究を進めてゆくこととした。

研究期間の後半は、2016年から2017年にかけて研究代表者が行った在外研究を発展させる形で、研究を進めた。これまでの比較法研究をさらにダイナミックに発展させ、日英米に加え東アジア諸国も視野に入れつつ、法制史の観点も加え、国境を越えた法の変容を浮き彫りにするような研究を目指すこととした。

3. 研究の方法

民事手続法と代替的紛争解決手続の比較法的研究は、基本的には文献調査を中心に制定法や判例、実務についての情報を収集した。これに加えて、現地での裁判所を含めた資料収集を交え、単なる制定法や判例、法理論の比較だけではなく、裁判や和解の現実を踏まえ、手続法と実体法の交錯にも目配りをした、立体的な比較法を進めることとした。

研究期間の後半に進めた、信託法・物権法・会社法・信認法といった具体的法分野を念頭に置いた検討では、研究の方法論も変わっていった。研究分担者の加入、研究分担者ではないがこれまで交流を続けてきた研究者との共同研究を生かし、実定法分野を含めた複数の専門分野の知見を総合した複眼的な検討を進めた。方法論的にも、英米との比較を継続しつつも、国単位の法制の静態的な比較から、各国の法制が国境を越えて相互作用を及ぼすプロセス、また各国の法制の発展と相互作用を持ちつつも、自律的に発展する国際的なソフトローのありかたを含め、総合的に捉える方法論を取り入れていった。参考としたのが、法社会学の分野で理論化が進んでいる国境を越えた法的秩序形成(Transnational Legal Ordering)の視点である。この方法論を取り入れることで、実体法と手続法の交錯という複眼的検討に、歴史・現在と国境を越えた法規範の相互作用を多面的に捉える試みを重ね、よりダイナミックな研究が進められることとなった。

4. 研究成果

上に記したとおり、本科研費の支援を受けた研究は、研究期間中に目的と方法論も変化し、また研究分担者の加入や研究代表者の海外研究などもあったため、研究成果の内容も当初の想定を超えた変遷を遂げた。全体として、質量的に見ても、対象とする問題の広がり、対外的なインパクトの観点からも、多くの面で当初の期待をはるかに上回る成果を上げることができたと考えている。

以下では、大まかに研究の進捗の推移に沿って、本科研費の支援を受けた研究の成果を叙述する。

(1) 民事訴訟・代替的紛争解決手段の英米比較(研究代表者)

2014年度は、民事訴訟の英米比較を中心に調査研究を行った。実地調査として、ウィスコンシン大学とニューヨーク大学で文献収集・調査を行い、ウィスコンシン西部地区連邦地方裁判所で実地調査を行った。

こうした実地調査以外には、2014年度から15年にかけては、民事訴訟手続法の英米比較に関する著書の公刊に向けた執筆を進めた。そこでは、民事訴訟規則の法源・訴訟費用ルール・訴訟の開始と裁判管轄・民事保全・訴訟管理・多数当事者訴訟・開示・迅速な判決・トライアル・上訴・判決効、と包括的な検討を行っている。アメリカ連邦民事訴訟規則の改正、イギリスの民事訴訟規則の改正、ヨーロッパにおける裁判管轄に関する規律の改正など、近年の規則改正や国際的な展開も踏まえた検討も行った。

2016年、こうした研究をふまえ、6年越しの英米民事訴訟手続の比較研究をついに書籍とし

て公刊することができた。溜箭将之『英米民事訴訟法』(東京大学出版会 2016 年 4 月)、イギリスとアメリカの民事訴訟に関わる立法・規則・判例を検討し、これらを比較するとともに英米間での摩擦や対立も含めた国際的な相互関係を交えて分析することによって、英米の民事訴訟の国際面を含めたダイナミズム、変化・変革の動因を捉えるとともに、イングランドの伝統を共有しつつ、それぞれの社会的・経済的・政治的背景の中で対照的な展開を遂げていることを示すことができたと考えている。

民事訴訟法の研究に一定のめどが立ったことを受けて、代替的紛争解決手続きについての調査に着手した。すでに民事訴訟法の研究においても、裁判所として仲裁手続を支援するための諸手続についての研究を進めていたため、これを手掛かりに、2012 年に改正されたヨーロッパの民商事に関する裁判管轄と判決執行についてのブリュッセル I 規則の検討に入った。同規則にとっては、仲裁手続と裁判管轄の交錯の問題は一つの重要論点であり、2015 年 1 月に発効した同規則がどのように運用され、いかなる論点を生じさせてゆくのか、研究を進めた。ただし、後述の信託法・信託法の分野における研究の進展もあり、研究成果を公表する段階にまでは至らなかった。

(2) 信託法・信託法の比較法研究(研究代表者)

2015 年度には、信託を巡る紛争解決、それも国際的な側面と歴史的次元について研究が進展した。同年 9 月には、ケンブリッジ大学のニール・ジョーンズ博士を招聘し、信託法の発展と訴訟の関係について、歴史的側面を中心に講義・研究会で話をしてもらうことができた。講義「イングランドにおける 17 世紀までのユースと信託の発展」(2015 年 9 月 12 日、於立教大学); 研究会「信託の裁判例からみた 16 世紀イングランド: 宗教・既婚女性・子・金銭」(9 月 12 日、於東京大学向ヶ岡ファカルティハウス); 研究会「16 世紀の信託裁判例のマニュスクリプトを読む」(9 月 16 日於京都大学)。

信託という特定された分野ではあるが、この分野においては、裁判官によるエクイティ上の裁量権の行使を含め、手続法の発展と密接に関係した展開が英米でみられる。ジョーンズ博士の講義・研究会報告は歴史的な観点からのものではあったが、当時、研究代表者が国際的な紛争の具体例として検討を進めていた現代信託法の研究と併せて、問題の広がりを感じさせるものであった。本科研費の当初の研究計画では予期していなかったが、その後の研究に大きな展開をもたらした点で、有意義な講演会・検討だった。

この時点では、研究成果を世に問うまでに至らなかったが、このころの問題関心の発展は、下記の(4)(5)で示す研究成果に結実してゆくことになった。

(3) 破産法・物権法と紛争解決手続(研究分担者)

2015 年から板持研吾・神戸大学特命助教(当時: 2017 年から准教授)が研究分担者として加わった。

研究分担者は、以前から会社法や物権法の英米比較法を、現代法から法制史に渡って広く研究を進めており、研究代表者とも研究上の交流を行っていた。研究代表者と分担者は、実体法と紛争処理の交錯についての関心も共有しており、共同研究の開始により、本科研費の研究は、裁判・仲裁に並ぶ紛争解決の場面である倒産処理にまで視野を広げることになった。倒産処理は、実定法の予定する裁判所における法的倒産手続と裁判所外での私的整理に大きく二分され、それぞれ裁判と仲裁に近い分類が可能であるが、考慮要素が多様化するなどの事情から単純な比較を許さないところがある。こうした点につき、アメリカにおいて法的倒産手続内での和解と裁判所の関わり方について平成 29 年に示された重要な合衆国最高裁判例を中心に研究を遂行し、研究会報告を経て論文として公表することができた。行岡睦彦・板持研吾「倒産手続における優先順位からの逸脱に関する一考察: Czyzewski v. Jevic Holding Corp. 判決を題材として」神戸法学雑誌 68 巻 1 号 193-231 頁(2018)。

研究分担者は、アメリカ物権法の研究を進める中でも、住宅コミュニティに関する法規範の生成について、とりわけ空間をシェアする住民の間での利害対立の調整方法の模索という観点から検討していた。その成果も、論文として公表することができた。板持研吾「住宅コミュニティと法(1): Common Interest Community に関するアメリカ法の検討」神戸法学雑誌 68 巻 3 号 1-36 頁(2018)。

(4) 信託法の国際的な伝播と変容(研究代表者の在外研究)

研究代表者は 2016 年 8 月から 2017 年 9 月まで、ハーバード・イェンチェン研究所とハーバード・ロースクール東アジア法学研究プログラムの客員研究員としてアメリカ・マサチューセッツ州に滞在した。

渡米までの問題意識を引き継ぎ、裁判や仲裁を含めた紛争処理手続の権力性について、とりわけ国際比較やクロスボーダーの紛争を念頭においた検討を進めた。このため、7 月 4 日から 7

日に国際公法学会 (ICON Society) の「裁判所・権力・公法」シンポジウムに参加し、報告を行うことはできなかったものの、多数の報告から示唆を得るとともに、各国の論者とネットワークをすることができた。

アメリカ在外研究においても、民事訴訟手続・代替的紛争解決から信託・信託義務への研究の重点の移動は続いた。その際には、同時期に受給した国際共同研究加速基金の研究と相乗効果を狙いつつ研究を進めた。本科研では文献調査を中心として研究を進め、信託や信託義務を中心とした国際的な紛争を念頭に、信託義務のエンフォースと民商事法・規制立法などの実体法の相互関係について研究を進めた。国際共同研究加速基金の業績に属するが、帰国後も、実務家との研究会などで報告の機会を得、邦語・英語による成果公表にむけた調査研究・執筆活動を続けた。 *Japanese Law and the Global Diffusion of Trust and Fiduciary Law*, Iowa Law Review, vol. 103, pp. 2229-2261(2018).

(5) 信託法・信託法に関する実体法と手続法の交錯 (研究代表者と研究分担者の研究の総合)

研究代表者は、アメリカでの在外研究の成果をさらに発展させ、信託や会社法を中心とした信託法 (Fiduciary Law) にかかわる検討を進めた。研究は、引き続き、併せて受給している国際共同研究加速基金に基づく研究と並行して進められた。その結果、帰国後の業績に、双方の研究に伴う相乗効果が表れてきた。また、海外研究で得られた問題意識と人的ネットワークを生かしつつ、英語・邦語の双方で成果を公表できるようになってきた。

とりわけ、在外研究後も海外での報告や英文論文の公表など、研究成果の対外発信が進められたのが、大きな成果である。2017年にハーバード大学で行われたワークショップ“Fiduciary Law: Charting the Field”での報告をベースに、Fiduciary Principles in Japanese Law と題した論稿を、ハーバード大学の日本法専門家 J. Mark Ramseyer と共著で執筆した。 *Fiduciary Principles in Japanese Law*, in Evan J. Criddle, Paul B. Miller, and Robert H. Sitkoff (eds), *The Oxford Handbook of Fiduciary Law* (Oxford UP 2019), pp. 643-663 (with J. Mark Ramseyer)

2019年度も、遺産承継の場面における信託法・信託法の意義を検討し、シンガポール、韓国ソウルとイギリス・ケンブリッジなど海外の学界でも精力的に報告を行うとともに、論文も公表することができた。Masayuki Tamaruya, *Japanese Wealth Management and the Transformation of the Law of Trusts and Succession*, *Trust Law International* vol. 33, pp. 147-162 (2019). ケンブリッジでのワークショップの報告は、今後出版される書籍の1章として収録される予定である。

邦文でも、家族による財産管理、公益信託との接続も視野に入れた研究を進め、比較法学会での報告をふまえて成果を公表することができた。溜箭将之「家族による財産管理とその制度的代替 アメリカ：後見とその制度的代替」比較法研究 81号 50-67頁(2020)、「公益増進のために信託を用いるということ 研究者の視点から」信託フォーラム 11号 11-18頁(2019)。

研究分担者は、会社内部紛争における解決の在り方に着目して研究を進め、デラウェア州における民事訴訟手続につき和解を含めた総合的な検討を行った。デラウェア州の特に衡平法裁判所は、世界中から注目を集める会社訴訟が頻発する裁判所であるとともに、英米の多くの法域でコモン・ローとエクイティが手続上一体化された現代においてなおエクイティ裁判所を保持する裁判所でもある。ディスカバリーやクラスアクションがどのように弁護士の訴訟戦略・和解戦略と切り結ぶか、エクイティや会社法の特徴がどのように現れるか検討し、その強力が柔軟な権限を活用し、多数当事者が複雑に絡む会社訴訟を中心に存在感を維持していることが明らかとされた。我が国においてもアメリカにおいても連邦の民事訴訟法が注目・研究されるアメリカ手続法であるが、実際には多くの民事訴訟が行われる各州の研究は存外少ない。その意味で意義のある研究を世に問うことができた。板持研吾「デラウェア会社判例理解のための手続法的基礎・第1回~14回(完)」旬刊商事法務 2208号~2223号(2019-20年)。

研究分担者は、2019年1月よりイギリスでの在外研究に入り、イギリスでの同様の状況についての研究に着手した。

最終年度は、研究分担者ではないが、これまでも研究代表者と研究分担者と研究交流を進めてきた行岡睦彦氏と熊代拓馬氏にも調査研究・論文執筆に加わっていただくことができた。英米研究者によるエクイティの伝統の側からのアプローチと、会社法研究者による実定法からのアプローチを統合することで、最終年度にふさわしい充実した業績を上げることができた。熊代拓馬「株主による法の実現と濫訴の抑制の均衡 米国のM&A訴訟と弁護士費用の負担」比較法研究 81号 245-274頁(2020)。

とりわけ行岡睦彦氏と共同で研究を進めた、日本の信託法を英米や東アジアの諸国と比較法、さらに国境を越えた(トランスナショナル)法の発展・変容という観点から検討を進めるプロジェクトは、視野の広い重層的な成果として結実した。Masayuki Tamaruya & Mutsuhiko Yukioka *The Japanese Law of Fiduciaries from Comparative and Transnational Perspectives* UC Irvine

Journal of International, Transnational, and Comparative Law, vol. 5, pp. 135-162 (2020).
この研究も、今後出版される書籍の1章として収録される予定である。

(6) 総括

当初は英米の民事訴訟手続と代替的紛争解決手続の比較から始まった本研究は、信託・信託法という実体法分野に焦点を絞りつつも、手続法と実体法の交錯という観点は維持し、日英米の比較にとどまらず、東アジア諸国も含めて国境を越えた法の変容まで視野に入れた、よりダイナミックな研究として結実した。最終年度にかけて、研究代表者と研究協力者、また連携する研究者とともに、国内・国外で研究成果の報告と論文の公表も行うことができた。

今後の研究を展望するものとして、二つの邦語論文を上げる。一つが、「アメリカ流のルール破り」と題し、法の遵守と違反、違反に対する裁判手続を通じた法の実現のあり方を日米で対比し、この比較から得られる視座が世界的な広がりをもつことについての問題提起を含む論稿である。溜箭将之「アメリカ流のルール破り——トランプのルールからリーガル・リアリズムまで」論及ジュリスト 27号 108-114頁(2018)。また、「外国法の参照・日本法の参照」と題し、日本法のあり方を国境を越えた法の生成の中に位置づけた論文も、本研究を総括し今後を展望する主な業績である。溜箭将之「外国法の参照・日本法の参照」法律時報 1149号 42-28頁(2019)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 19件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 溜箭将之	4. 巻 27
2. 論文標題 アメリカ流のルール破り トランプのルールからリーガル・リアリズムまで	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 108-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 板持研吾	4. 巻 68(3)
2. 論文標題 住宅コミュニティと法(1) : Common Interest Communityに関するアメリカ法の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24546/81010633	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 板持研吾	4. 巻 80
2. 論文標題 アメリカにおける住宅コミュニティの内部規律	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 193-231
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 板持研吾・行岡睦彦	4. 巻 68(1)
2. 論文標題 倒産手続における優先順位からの逸脱に関する一考察 : Czyzewski v. Jevic Holding Corp. 判決を題材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 193-231
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24546/81010438	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 溜前 将之	4. 巻 1149
2. 論文標題 外国法の参照・日本法の参照	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 42-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Masayuki Tamaruya & Mutsuhiko Yukioka	4. 巻 5
2. 論文標題 The Japanese Law of Fiduciaries from Comparative and Transnational Perspectives	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 UC Irvine Journal of International, Transnational, and Comparative Law	6. 最初と最後の頁 111-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2208
2. 論文標題 デラウェア会社判例理解のための手続法的基礎 第一回 主要法源と手続全体の流れ(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 33-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2209
2. 論文標題 デラウェア州会社判例理解のための手続法的基礎 第二回 主要法源と手続全体の流れ(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 68-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2210
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第三回 保全段階(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 70-71
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2211
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第四回 保全段階(2) 例解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 129-131
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2212
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第五回 訴答段階(1) 連邦	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 48-50
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2213
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第六回 訴答段階(2) デラウエア州衡平法裁判所	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 50-51
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2214
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第七回 訴答段階(3) クラス・アクションと訴答・和解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 60-63
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2215
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第八回 訴答段階(4) 例解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 72-73
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2217
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第九回 ディスカバリー段階(1) ディスカバリーとサマリー・ジャッジメント	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 75-77
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2218
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一〇回 ディスカバリー段階(2) 例解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 62-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2220
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一一回 トライアル段階 トライアルと判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 54-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2221
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一二回 第一審判決後の段階 (1) 連邦	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 52-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2222
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一三回 第一審判決後の段階 (2) デラウエア州	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 52-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2223
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一四回・完 第一審判決後の段階 (3) 判決の他州での効力	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 42-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持 研吾	4. 巻 2018-2
2. 論文標題 アメリカにおける放棄された財産 (abandoned property) の有効活用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 189-215
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 熊代拓馬	4. 巻 81
2. 論文標題 株主による法の実現と濫訴の抑制の均衡 米国のM&A訴訟と弁護士費用の負担	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 254-274
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 板持研吾
2. 発表標題 アメリカにおける住宅コミュニティの内部規律
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kengo Itamochi
2. 発表標題 Japan's Reform in Progress of Law of Property Act and Land Registration Act Unidentifiable Owners' Land and its Lessons
3. 学会等名 Tokyo Cambridge Seminar for Law and Classics (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kengo Itamochi
2. 発表標題 Abandoned Land Problems and Reform of Land Law Examples of Japan and Scotland
3. 学会等名 Tokyo Edinburgh Seminar for Law and Classics (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 溜前 将之
2. 発表標題 信認義務違反と損害賠償
3. 学会等名 損害賠償請求訴訟の最先端を考える会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 板持研吾・行岡睦彦
2. 発表標題 判例評釈：Czyzewski v. Jevic Holding Corp., 580 U.S. ___, 137 S. Ct. 973, 197 L. Ed. 2d 398 (2017)
3. 学会等名 第29回合衆国最高裁判所判例研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 板持研吾
2. 発表標題 条件付廃止と連邦倒産法上の優先順位ルールおよび倒産と行政の比較検討
3. 学会等名 神戸大学公法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kengo Itamochi
2. 発表標題 From Illegal to Common Law: Mortgage or Transfer Collateral in Japan
3. 学会等名 Tokyo Oxford Programme in Summer Cambridge Colloquium (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Evan J. Criddle, Paul B. Miller, and Robert H. Sitkoff (34章: J. Mark Ramseyer and Masayuki Tamaruya)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Oxford University Press	5. 総ページ数 1032 (うち第34章: 643-63)
3. 書名 The Oxford Handbook of Fiduciary Law (34章: Fiduciary Principles in Japanese Law)	

1. 著者名 溜箭将之	4. 発行年 2016年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 252
3. 書名 英米民事訴訟法	

1. 著者名 公益法人協会編・石村耕治・岡本仁宏・小林立明・溜箭将之・中島智人・濱口博史・白石喜春著	4. 発行年 2015年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 360 (113-136, 289-322)
3. 書名 英国チャリティ その変容と日本への示唆 (第2章II、第6章執筆)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

